備考

1　不要の部分は消すこと。

2　「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。

3　「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

4　権利の処分を団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。

5　権利の処分を団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。

6　「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等のように具体的に記載すること。

7　法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。